

しょうがいふくし じゅきゅうしゃしょう も かた さい むか まえ し
障害福祉サービス 受給者証 をお持ちの方へ65歳を迎える前のお知らせです。

しょうがいふくし

障害福祉サービスから かいごほけん 介護保険サービスへ

しょうがいしゃそうごうしえんほうだい7じょう しゃかいほしょうせいど げんそく ほけん ゆうせん かんが かた
障害者総合支援法第7条では、社会保障制度の原則である「保険」を優先させる考え方があり、
しょうがいふくし りょう ひと さい ぜんじつ だい2ごうほけんしゃ ばあい さい ぜんじつ
障害福祉サービスを利用している人は、65歳になる前日（第2号被保険者の場合は40歳になる前日）
げんそく かいごほけん りょう ゆうせん う
から、原則、介護保険サービスの利用を優先して受けることになります。

いま りょう しょうがいふくし つか
今まで利用していた障害福祉サービスが使えなくなるの？

かいごにんてい う じりつ はんだん かた かいごほけん なか りょう
介護認定を受け、自立と判断された方や、介護保険サービスの中に利用してい
るサービスがない場合（障害福祉サービス固有のサービス）などは、続けて
りょう
利用することができます。



さい
65歳
まで

しょうがいふくし 障害福祉サービス			しょうがいふくし こゆう 障害福祉サービス固有のもの			
きょたくかいご ・居宅介護	たんきにゅうしょ ・短期入所	せいかつかいご ・生活介護	しゅうろうけいぞくしえん ・就労継続支援	どうこうえんご ・同行援護	こうどうえんご ・行動援護	など
かい ご にん てい がい とう 介護認定に該当			かい ご にん てい ひ がい とう 介護認定に非該当			

げん そく
原則

こべつ じょうきよう
※個別の状況

さい
65歳
以降

かいごほけん いこう
介護保険に移行
ほうもんかいご
・訪問介護
たんきにゅうしょ
・短期入所
つうしゃかいご
・通所介護

かいごほけん
介護保険サービス
＋
しょうがいふくし
障害福祉サービス
りょう
を利用することができます。

しょうがいふくし ひ
障害福祉サービスを引き
つづ りょう
続き利用できます

こべつ じょうきよう
※個別の状況

てきせつ りょう う かいごほけん ばあいなど かき
適切なサービス量（受けたいサービス）が介護保険サービスだけでまかなえない場合等、下記の
じょうけん み こべつ おう しょうがいふくし りょう
条件を満たせば、個別のケースに応じて障害福祉サービスを利用することができます。

かいごほけん しきゅうげんどがくきじゅんがく せいやく かいごほけん かいごほけん
①介護保険サービスの支給限度額基準額の制約から、介護保険のケアプランにおいて、介護保険
サービスのみによって適当なサービス量を確保することができないものと町（保険者）が認める
ばあい
場合。

じっさい かいごほけん りょう むずか ばあい
②実際に介護保険サービスを利用することが難しい場合

れい りょうかのう かいごほけん かか じぎょうしょまた しせつ みちか ばあい
例）・利用可能な介護保険サービスに係る事業所又は施設が身近にない場合

かいごほけんほう もと ようかいごにんていちようさなど う けつか ひがいう はんてい ばあい など
・介護保険法に基づく要介護認定調査等を受けた結果、非該当と判定された場合 等

しょうがいふくし

かいごほけん

いこう

なが

障害福祉サービスから介護保険サービス移行までの流れ

しょうがいふくし

障害福祉サービス

さい

げつまえ

かいごほけん

しんせい

かのう

(65歳になる3か月前から介護保険の申請が可能)

かい

ご

ほ

けん

にん

てい

ちょう

さ

介護保険認定調査

かいごほけん
介護保険

ひがითう
非該当

かいごほけん
介護保険

がითう
該当

※認定までに1か月～2か月程度かかります。

そうだんしえんせんもんいん
相談支援専門員に相談

かいごしえんせんもんいん
介護支援専門員（ケアマネジャー）に相談

※個別の状況に応じて

※原則

しょうがいふくし
障害福祉サービス継続利用

しょうがいふくし
障害福祉サービス
+
かいごほけん
介護保険サービス
利用開始

かいごほけん
介護保険サービス
利用開始

介護保険サービス移行に向けた調整

介護保険サービスへの移行となる場合は、ご本人、ご家族、相談支援専門員、介護支援専門員（ケアマネジャー）と一緒に、実際の介護認定に基づき、介護保険に移行するサービス、継続して障害福祉サービスの利用となるサービスの確認を行います。

Q & A

しょうがいふくし

かいごほけん

障害福祉サービスから介護保険サービスへ



Q1. 介護保険サービスに移行したら担当相談員は変わるの？

A1. 相談支援専門員から介護支援専門員（ケアマネジャー）へ変更になります。介護支援専門員は、相談支援やケアプラン（計画書）の作成を行います。

Q2. 介護保険サービスを利用すると自己負担が発生するの？

A2. 介護保険サービスを利用した場合、自己負担が1～3割かかります。負担割合は介護認定を受けたら「介護保険被保険者証」と一緒に自宅に送付される「介護保険負担割合証」でご確認ください。費用の目安は、介護支援専門員へお問い合わせください。

— ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください —

岩美町 健康福祉課

とっとりけんとうぶ4ちょうきかんそうだんしえん

鳥取県東部4町基幹相談支援センター

— 下記までお問い合わせください —

電話番号：(0857) 73-1333

電話番号：(0857) 68-1632